

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	障害者を多数雇用する事業所に係る税制上の特例措置
2	要望の内容	<p>○ 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度 (所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税) 障害者を雇用し、かつ雇用割合が50%以上(雇用障害者数が20人以上の場合は25%以上)の場合、その年又はその年の前年以前5年内の各年において取得、製作、建設した機械・設備等について、普通償却限度額の24%(工場用建物32%)の割増償却ができる。</p> <p>○ 不動産取得税の減額措置 障害者を多数雇用する事業所の事業主が、平成元年4月1日から平成23年3月31日までの間に、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金(以下「助成金」という。)の支給を受けて、事業用施設を取得し、引き続き3年以上事業の用に供した場合には、当該施設の取得に対して課する不動産取得税について当該税額から価格の10分の1に相当する額に税率を乗じて得た額を減額する。</p> <p>○ 固定資産税の課税標準の特例措置 障害者を多数雇用する事業所の事業主が、平成2年1月2日から平成23年3月31日までの間に、助成金の支給を受けて取得した事業用の家屋に対する固定資産税の課税標準は、当初5年度分に限り、課税標準となるべき価格の6分の1に心身障害者の雇用割合を乗じたものを減額した額とされる。</p> <p>当該特例措置の適用期限については、平成23年3月31日限りで失効することとなっているが、その適用期限を2年間延長する。</p>
3	担当部局	職業安定局高齢・障害者雇用対策部
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和48年度(障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度)、昭和49年度(不動産取得税の減額措置)及び昭和51年度(固定資産税の課税標準の特例措置)の制度創設以来、各措置についてそれぞれ平成22年度まで適用期限の延長を重ねてきている。昭和63年度、平成5年度、平成17年度、平成18年度及び平成21年度には法改正に合わせて対象となる障害者の範囲の拡充を行った。
6	適用又は延長期間	2年間の延長
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 障害者雇用対策については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)に基づき、障害者の雇用の促進及び職業の安定を一層図ることとしている。民間企業における障害者の実雇用率は、平成21年6月現在1.63%と前年度比0.04ポイント上昇しているものの、法定雇用率1.8%を依然として下回っており、なお一層の改善が必要である。 障害者多数雇用事業所(※1)の設備整備等に対するインセンティブを喚起し、設備の近代化を図ることにより、障害者の雇用を維持・拡大することを目的としている。</p> <p>※1 現在のそれぞれの税の特例措置と同様に、障害者を多数雇用</p>

			<p>する場合の機械等の割増償却制度の対象となる障害者多数雇用事業所は、障害者を雇用し、かつ雇用割合（※2）が50%以上（雇用障害者数が20人（※2）以上の場合は25%以上）の事業所。また、不動産取得税及び固定資産税の特例措置の対象となる障害者多数雇用事業所は、障害者雇用割合（※2）が50%以上かつ20人（※2）以上障害者を雇用している事業所。以下同じ。</p> <p>※2 短時間労働者を除く重度障害者は1人を2人として、重度以外の障害者である短時間労働者は1人を0.5人として計算。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者雇用促進法第43条（一般事業主の雇用義務等） ○ 障害者雇用促進法第46条（一般事業主の身体障害者又は知的障害者の雇入れに関する計画）
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅳ：経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること。</p> <p>施策大目標3：労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること</p> <p>施策中目標1：高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定を図ること</p> <p>基本目標Ⅷ：障害のある人もない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること</p> <p>施策大目標1：必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における自立を支援すること</p> <p>施策中目標2：障害者の雇用を促進すること</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>法定雇用率1.8%の達成</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>「障害者雇用状況報告」（年1回実施）による、民間企業における障害者の実雇用率</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>平成21年6月1日現在の民間企業（56人以上）の障害者の実雇用率は1.63%であり、前年の1.59%から0.04ポイント改善したところであり、当該特例措置は、障害者多数雇用事業所の設備整備等に対するインセンティブを喚起し、設備の近代化を図らせることで、障害者雇用の維持・拡大に寄与している。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度 平成22年度（見込み）：26事業所 機械等526件 建物等167件 平成21年度：29事業所 機械等572件 建物等170件 平成20年度：22事業所 機械等480件 建物等163件 ○ 不動産取得税の減額措置 平成22年度（見込み）：1件、平成21年度：3件 平成20年度：0件 ○ 固定資産税の課税標準の特例措置 平成22年度（見込み）：9件、平成21年度：7件 平成20年度：5件
		② 減収額	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度 平成22年度（見込み）：13百万円 平成21年度：14百万円

			<p>平成 20 年度：12 百万円</p> <p>○ 不動産取得税の減額措置</p> <p>平成 22 年度（見込み）：1 百万円</p> <p>平成 21 年度：5 百万円</p> <p>平成 20 年度：0 百万円</p> <p>○ 固定資産税の課税標準の特例措置</p> <p>平成 22 年度（見込み）：8 百万円</p> <p>平成 21 年度：6 百万円</p> <p>平成 20 年度：3 百万円</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成 21 年 6 月 1 日）</p> <p>平成 21 年 6 月 1 日現在の民間企業（56 人以上）の障害者の実雇用率は 1.63%と、当該税制措置の適用等によって、前年の 1.59%から 0.04 ポイント改善したところである。また、当該特例措置の延長適用により、障害者雇用が維持・拡大され、政策目標の法定雇用率 1.8%に寄与するものと言える。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成 21 年 6 月 1 日）</p> <p>平成 21 年 6 月 1 日現在の民間企業（56 人以上）の障害者の実雇用率は 1.63%であり、当該特例措置の効果等によって、前年の 1.59%から 0.04 ポイント改善したところである。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成 21 年 6 月 1 日）</p> <p>平成 21 年 6 月 1 日現在の民間企業（56 人以上）の障害者の実雇用率は 1.63%であり、前年の 1.59%から 0.04 ポイント改善したところであるが、当該特例措置が障害者多数雇用事業所の設備に対するインセンティブを喚起し、設備の近代化を図らせ、障害者雇用の維持・拡大に寄与していることから、延長されなかった場合には障害者の実雇用率の改善が鈍化することが見込まれる。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成 21 年 6 月 1 日）</p> <p>平成 21 年 6 月 1 日現在の民間企業（56 人以上）の障害者の実雇用率は 1.63%であり、前年の 1.59%から 0.04 ポイント改善したところであるが、本措置が、設備投資に伴う事業主の負担を軽減するものであり、これにより設備投資のインセンティブを喚起し、障害者を多数雇用する事業所の競争力の確保、経営基盤の安定化や、それによる障害者の雇用の維持・拡大に寄与している。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>障害者多数雇用事業所は、他の企業と同様に設備投資を行い競争力をつける必要があるが、経営状況の厳しい障害者多数雇用事業所が設備投資を行うには、その年の負担が過大なものとなり、新たな設備投資に踏み切ることが難しい。税制上の優遇措置があれば、事業主の負担を軽減することができるため、設備投資のインセンティブを喚起し、障害者を雇用するという政策効果が期待できる。</p> <p>また、平成 19 年に出された労働政策審議会の意見書において、中小企業の障害者雇用支援策の充実強化が必要であるとの意見が出されており、設備整備の拡充等を行う企業の設備投資に係る租税負担をできる限り軽減することが必要である。</p>

		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>障害者多数雇用事業所は小規模が多く、経営環境が脆弱である上、一般企業に比べて収益が小さい。その一方で障害者の働きやすい環境整備のためには、多額の設備投資を要するなど厳しい経済環境に置かれている。このため、障害者雇用納付金制度等の助成金に加えて、税制上の特例措置により、障害者多数雇用事業所の設備投資のインセンティブを喚起し、設備を充実させて事業所の生産性を高めつつ障害者の働きやすい環境を図ることは、障害者の職業の安定・促進につながる。</p>
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>障害者多数雇用事業所は全国的にも小規模なものが多く、経営環境が脆弱である上、一般企業に比べて収益が小さい。</p> <p>その一方で、他の企業と同様に設備投資を行い競争力をつける必要があるが、経営状況の厳しい障害者多数雇用事業所が設備投資を行うには、その年の負担が過大なものとなり、新たな設備投資に踏み切ることが難しい。障害者雇用に関しては、①地方公共団体には障害者雇用の促進に必要な施策の総合的かつ効果的な推進を行う責務が課されていること（障害者雇用促進法第6条）、②障害者支援に係る費用は地域社会においても平等に負担すべきこと等から、地方税においても、障害者を多数雇用する場合に要する設備投資等の負担の軽減措置を講じ、障害者の雇用の促進を図るとともに、事業所の生産性を高めつつ障害者の働きやすい環境を整備する必要がある。</p> <p>そこで当該税制上の特例措置を全国一律に適用させることにより、障害者多数雇用事業所の設備投資のインセンティブを喚起し、設備を充実させて事業所の生産性を高めつつ障害者の働きやすい環境が図られ、障害者の職業の安定・促進につながる。</p>
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	